報告資料２

神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例の見直し検討について

１　経緯

本県では、神奈川県条例の見直しに関する要綱（以下「要綱」という。）の規定に基づき、条例を常に時代に合致したものとするため、原則として条例施行後５年ごとに見直しを行うこととしている。

神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例（以下「条例」という。）は、令和６年10月で施行後満15年を迎えたため、要綱の規定に基づき必要な見直しを行う。

２　見直しの視点、手順、留意点について

要綱の規定に基づき、以下の視点、手順、留意点等に基づいて見直しを行う。

（１）視点

ア　必要性：条例制定当初の課題は、現在においても条例により県が法的に解決する必要があるか

イ　有効性：条例が掲げる目的の実現に条例が定める事項が効果を発揮しているか

ウ　効率性：条例が掲げる目的の実現に条例が定める事項が効率的に機能しているか

エ　基本方針適合性：条例の内容が県政の基本的な方針に適合しているか

オ　適法性：条例の内容が憲法、法令に抵触していないか

（２）手順

ア　条例制定趣旨の確認

イ　直近５年間の条例施行状況の把握

ウ　条例に関連する社会状況の推移の把握

エ　見直しの視点からの検討

オ　条例の改正または改正の要否（運用改善等の要否）の判断

（３）留意点

ア　条例の運用実績を踏まえて客観的に行う

イ　条例の内容に応じ、学識経験者等の意見を適宜参考とする

３　検討の進め方について（予定）

７年４月頃　本会議の構成団体を中心として、当事者・事業者団体に対し、条例の施行に関する課題や見直しの必要性に関するアンケート調査等を実施

６月頃　アンケートで得られた課題を整理するとともに、「条例見直し調書」（別紙）の素案を作成。本会議の構成団体に意見照会を行う。

８月頃　「条例見直し調書」の確定。

⇒　見直し結果として、「条例の改正及び運用の改善等を検討する。」こととなった場合には、新たに条例の見直しのための会議を組織し、議論を深める。

（設置期間は概ね１年間：～８年８月頃まで）

（別紙）

**第1号様式**（第９条関係）

**条　例　見　直　し　調　書**

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | | | 作成年度 | 年度 | | | | 次回見直し予定 | | 年度 |
| 条例名 | |  | | | | | | | | |
| 条例番号 | | 年神奈川県条例第　　号 | | | 法規集 | | 第　編第　章第　節 | | | |
| 所管室課 | |  | | | | | | | | |
| 条例の概要 | |  | | | | | | | | |
| 検  討 | 視　　点 | 検　　討　　内　　容 | | | | | | | 備　　　考 | |
| 必要性  現在でも必要な条例か。 |  | | | | | | |  | |
| 有効性  現行の内容で課題が解決できるか。 |  | | | | | | |  | |
| 効率性  現行の内容で効率的といえるか。 |  | | | | | | |  | |
| 基本方針適合性  県政の基本的な方針に適合しているか。 |  | | | | | | |  | |
| 適法性  憲法、法令に抵触しないか。 |  | | | | | | |  | |
| その他 |  | | | | | | |  | |
| 見直し結果 | １　改正・廃止及び運用の改善等の必要はない。  ２　改正・廃止の必要はない。運用の改善等を検討する。  ３　改正を検討する。運用の改善等の必要はない。  ４　改正及び運用の改善等を検討する。  ５　廃止を検討する。 | | | | | 理　由　等 | | | | |
|  | | | | |